



第162期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所

石川県加賀市小菅波町一丁目130
クロスガーデン加賀 4階ホール

インターネットまたは書面による議決権行使期限
2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

決議事項

- ・第1号議案 剰余金の処分の件
- ・第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
8名選任の件
- ・第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新家工業株式会社

証券コード7305

証券コード7305
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月30日)

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号
新家工業株式会社
取締役社長 市 川 圭 司

第162期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第162期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第162期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.araya-kk.co.jp/investor/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「新家工業」または「コード」に当社証券コード「7305」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を事前に行使することができますのでお手数ながら後掲の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁のご案内にしたがって2026年6月24日(水)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市小菅波町一丁目130 クロスガーデン加賀 4階ホール
3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第162期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第162期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後掲の株主総会参考書類（6頁から23頁まで）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

会場 クロスガーデン加賀 4階ホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

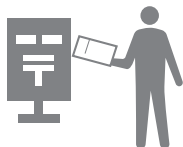
2. インターネットで議決権をご行使される場合



インターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

3. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項書面を兼ねております。なお、法令および定款規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針
- ・連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

【電子ギフトの贈呈について】

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主の皆様には、議案の賛否にかかわらず、抽選で200名様に500円分の電子ギフトを贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移します。

アンケートにご回答いただいたうえで、必要事項を記入しご応募ください。

当選された方には、総会后2週間程で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

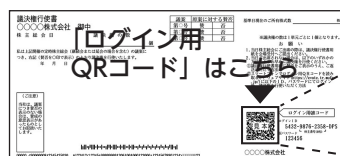
議決権行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



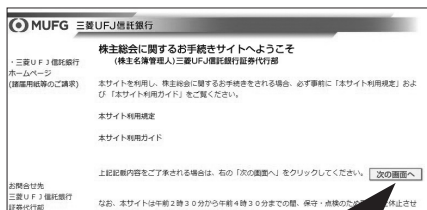
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。



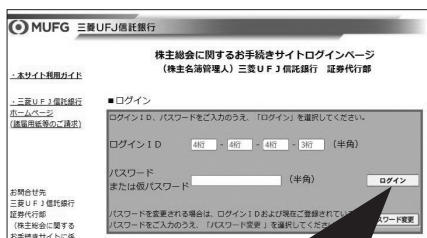
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン等とで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略的投資や財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続と業績に応じた適正な利益配分を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績状況等や連結配当性向の目標を勘案いたしまして、下記のとおり1株につき 220 円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金 100 円を含め、1株につき 320 円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 220 円、総額 1,055,869,980 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

(注) 当社は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株とする株式分割を行いました。今回の期末配当につきましては、2026年3月31日を基準日としてお支払いするものになりますので、株式分割前の株式が対象となります。なお、当該期末配当を、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると110円に相当します。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者は、当社の「取締役の選解任に関する規程」に基づき、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いちかわ けいじ 市川 圭司 再任	代表取締役社長	100 % (16回中16回)
2	えびす いのり あさ 胡 居 典 明 再任	代表取締役常務 管理本部長 兼 管理本部 経営企画部長	100 % (16回中16回)
3	おお つき はじめ 大 槻 一 再任	常務取締役 事業本部長	100 % (16回中16回)
4	まつ おまさ や 松 尾 政 哉 再任	取締役 事業本部 副本部長（営業・資材担当） （東日本駐在）	100 % (16回中16回)
5	ほそ の ゆたか 細 野 豊 新任	取締役（常勤監査等委員）	100 % (16回中16回)

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
6	やま なか たく ろう 山 中 拓 郎 再任 社外 独立	取締役（社外）	100 % (16回中16回)
7	とり き ち づる 鳥 木 千 鶴 再任 女性 社外 独立	取締役（社外）	100 % (16回中16回)
8	やま もと み ほ 山 本 美 帆 (旧姓：田中 美帆) 新任 女性 社外 独立	-	-

- (注) 1. 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者の任期途中である2027年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各候補者の所有する当社の株式数は、当該株式分割前（2026年3月31日現在）の株式数を記載しております。

候補者番号

1

いち かわ

市川

けい じ

圭司

(1968年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 5,900株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4 月 当社入社
- 2018年 6 月 当社取締役 製造本部 関西工場管理部長
- 2019年 8 月 当社取締役 製造本部 千葉工場長
- 2020年 6 月 当社取締役 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 関西工場管理部長 兼 製造本部 関西工場製造部長
- 2021年 2 月 当社取締役 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 山中工場長 兼 製造本部 関西工場管理部長
- 2021年 8 月 当社取締役 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 山中工場長
- 2022年 6 月 当社取締役 製造本部 千葉工場長
- 2023年 6 月 当社取締役 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 製造本部 千葉工場長 兼 安全衛生推進部長
- 2023年11月 当社取締役 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 安全衛生推進部長
- 2024年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

市川圭司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門および製造部門における豊富な経験と知識を有し、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 市川圭司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

えびす い

胡居

のり あき

典明

(1961年4月8日生)

再任

所有する当社の株式数 1,700株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4 月 株式会社太陽神戸銀行入行
(現 株式会社三井住友銀行)
- 2012年 5 月 株式会社みなと銀行入行
- 2019年 4 月 当社入社
アラヤ特殊金属株式会社経理部長
- 2020年 4 月 当社経営企画部長
- 2021年 4 月 当社執行役員 経営企画部長
- 2021年 8 月 当社執行役員 経営企画部長
兼 管理本部 財務部長
- 2024年 6 月 当社取締役 経営企画部長
兼 管理本部 財務部長
- 2024年11月 当社取締役 財務担当
兼 経営企画部長
- 2026年 4 月 当社代表取締役常務 管理本部長
兼 管理本部 経営企画部長 (現任)

取締役候補者とした理由

胡居典明氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門および経営企画部門における豊富な経験と知識を有し、現在は代表取締役常務管理本部長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 胡居典明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

おお つき

はじめ

再任

3 大槻

— (1963年9月25日生)

所有する当社の株式数 1,000株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4 月 当社入社
- 2014年 6 月 当社製造本部 関西工場製造部長
- 2018年 4 月 大栄鋼業株式会社取締役社長
- 2022年 6 月 当社製造本部 山中工場長
- 2023年 4 月 当社執行役員 製造本部 山中工場長
- 2023年 6 月 当社執行役員 製造本部 関西工場長
兼 製造本部 山中工場長 兼 製造本部 関西工場製造部長
- 2024年 4 月 当社執行役員 製造本部長
兼 製造本部 山中工場長
- 2024年 6 月 当社取締役 製造本部長
兼 製造本部 山中工場長
- 2026年 4 月 当社常務取締役 事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

大槻 一氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門における豊富な経験と知識を有し、現在は常務取締役事業本部長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 大槻 一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

まつ お

松尾

まさ や

政哉

(1968年12月14日生)

再任

所有する当社の株式数 5,400株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年 4 月 当社入社
- 2009年 4 月 当社鋼管営業部東京営業所長
- 2018年 6 月 当社取締役 営業本部 鋼管営業統括部長
兼 営業本部 鋼管営業統括部 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
- 2019年 4 月 当社取締役 営業本部長
兼 営業本部 鋼管営業部長 兼 海外事業部長
兼 営業本部 鋼管営業部 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
- 2020年 6 月 当社常務取締役 営業本部長
兼 営業本部 鋼管営業部長 兼 海外事業部長
- 2022年 6 月 当社常務取締役 営業本部長
兼 営業本部 鋼管営業部長
- 2023年 6 月 当社取締役 営業本部 鋼管営業部長
- 2024年 4 月 当社取締役 営業本部 鋼管営業部長 (東日本駐在)
- 2026年 4 月 当社取締役 事業本部 副本部長 (営業・資材担当)
(東日本駐在) (現任)

取締役候補者とした理由

松尾政哉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業部門における豊富な経験と知識を有し、現在は取締役事業本部副本部長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 松尾政哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

ほそ の

細野

ゆたか

豊

(1967年12月29日生)

新任

所有する当社の株式数 500株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4 月 株式会社北國銀行入行
- 2014年 4 月 同行美川支店長
- 2016年 4 月 同行本店営業部 部長
- 2019年 4 月 同行執行役員 大阪支店長
- 2022年 3 月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス執行役員 総合企画部長
(現 株式会社CCIグループ)
兼 株式会社北國銀行執行役員 法人部長
- 2023年 3 月 株式会社北國銀行常務執行役員 法人部長
- 2024年 4 月 当社入社 内部監査室 担当部長
- 2024年 6 月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)

取締役候補者とした理由

細野 豊氏は、新任の取締役候補者であり、他社において執行役員を歴任することで培われた豊富な経営経験や幅広い見識を活かし、常勤の監査等委員である取締役として、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督を果たしてまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、新たに取締役候補者としたしました。

(注) 細野 豊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

やま なか

たく ろう

6

山中

拓郎

(1962年2月22日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 1,000株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4 月 三菱地所株式会社入社
- 2005年 5 月 三菱地所ニューヨーク社執行副社長
- 2010年 4 月 三菱地所株式会社投資マネジメント事業推進室長
兼 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社取締役
- 2012年 4 月 チェルシージャパン株式会社代表取締役社長
(現 三菱地所・サイモン株式会社)
- 2019年 4 月 三菱地所リテールマネジメント株式会社代表取締役社長執行役員
- 2021年 4 月 三菱地所プロパティマネジメント株式会社代表取締役副社長執行役員
- 2022年 4 月 同社シニア・エグゼクティブ・アドバイザー
- 2022年 6 月 当社社外取締役 (現任)
- 2023年 4 月 三菱地所リアルエステートサービス株式会社監査役 (現任)
- 2023年 4 月 三菱地所パークス株式会社監査役 (現任)
- 2023年 4 月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

山中拓郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、他社において役員を歴任することで培われた豊富な経営経験や幅広い見識を活かし、社外取締役として、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行う等、経営の監督機能を果たしてまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献ならびに社外取締役として独立・公正な立場から経営に対する様々な助言や意見が期待できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 山中拓郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山中拓郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 山中拓郎氏の当社社外取締役（監査等委員であるものを除く。）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 山中拓郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

7

とり き

鳥木

ち づる

千鶴

(1967年4月24日生)

再任

女性

社外

独立

所有する当社の株式数 300株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年 4 月 朝日放送株式会社入社
(機構改革により現在は朝日放送テレビ株式会社所属)
- 2011年 4 月 同社課長
- 2013年11月 同社適性業務サポート部
- 2015年 6 月 同社コンテンツ戦略部
- 2018年 6 月 同社ライツマネジメント部
- 2021年 6 月 同社人事局
- 2024年 6 月 同社事業局リーダー (現任)
- 2024年 6 月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

鳥木千鶴氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、放送業界での活躍および他社の管理部門で培われた豊富な経験ならびに女性活躍に係る幅広い見識を活かし、社外取締役として、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行う等、経営の監督機能を果たしてまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献ならびに社外取締役として独立・公正な立場から経営に対する様々な助言や意見が期待できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 鳥木千鶴氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鳥木千鶴氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 鳥木千鶴氏の当社社外取締役(監査等委員であるものを除く。)としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 鳥木千鶴氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

やまもと

みほ

8

山本

美帆

(1973年11月5日生)

新任

女性

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

(旧姓：田中 美帆)

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2010年 4 月 株式会社cocoroé設立
同社代表取締役（現任）
- 2015年 4 月 学校法人多摩美術大学統合デザイン学科 非常勤講師（現任）
- 2022年 8 月 国立大学法人東京科学大学エンジニアリングデザインプロジェクト
非常勤講師（現任）
- 2023年 1 月 国立大学法人九州大学大学院芸術工学府 非常勤講師（現任）
- 2024年 4 月 公立大学法人秋田公立美術大学 客員教授（現任）
- 2024年 6 月 大同工業株式会社社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

山本美帆氏は、新任の社外取締役候補者であり、他社の代表取締役を現任する等の経営経験を有していることに加え、ソーシャルデザインの分野でパイオニアとして知られ、イギリスの大学院大学で社会貢献とサステナビリティを学び、国際的な視野を持つ専門家として、社会的価値創造およびサステナビリティ戦略に関する豊富な経験と幅広い見識も有しております。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献ならびに社外取締役として独立・公正な立場から経営に対する様々な助言や意見が期待できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 山本美帆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本美帆氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は、社外取締役候補者であります同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者であります山本美帆氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 山本美帆氏は旧姓の田中美帆を職務上の氏名としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者は、当社の「取締役の選解任に関する規程」に基づき、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会の答申を受けるとともに監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1	かな い ひで と 金 井 秀 人 新任	取締役 特命・関連会社 担当	100 % (16回中16回)	-
2	にし お ういちろう 西 尾 宇一郎 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100 % (16回中16回)	100 % (19回中19回)
3	すず き くら うど 鈴 木 蔵 人 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100 % (16回中16回)	100 % (19回中19回)

- (注) 1. 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者の任期途中である2027年4月1日および2028年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各候補者の所有する当社の株式数は、当該株式分割前（2026年3月31日現在）の株式数を記載しております。

候補者番号

1

かな い
金井

ひで と
秀人

(1969年7月20日生)

新任

所有する当社の株式数 2,900株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年 4月 当社入社
- 2013年 6月 P.T.パブリック アラヤ インドネシア代表取締役社長
- 2017年 4月 当社営業本部 資材部長
- 2018年 6月 当社営業本部 資材部長
兼 海外事業統括部部長補佐
- 2019年 4月 当社営業本部 資材部長
兼 営業本部 鋼管営業部部長補佐 兼 海外事業部部長補佐
- 2020年 4月 当社執行役員 営業本部 資材部長
兼 営業本部 鋼管営業部部長補佐 兼 海外事業部部長補佐
- 2020年 6月 当社執行役員 営業本部長補佐
兼 営業本部 資材部長 兼 営業本部 輪界営業部長
兼 営業本部 鋼管営業部長補佐 兼 海外事業部長補佐
- 2022年 6月 当社執行役員 営業本部 資材部長
兼 営業本部 輪界営業部長 兼 海外事業部長
- 2023年 6月 当社取締役 営業本部長
兼 営業本部 資材部長 兼 営業本部 輪界営業部長 兼 海外事業部長
- 2025年 4月 当社取締役 営業本部長
兼 海外事業部長
- 2026年 4月 当社取締役 特命・関連会社担当 (現任)

取締役候補者とした理由

金井秀人氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であり、営業部門および海外部門における豊富な経験と知識を有し、現在は取締役特命・関連会社担当として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できるとともに経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

(注) 金井秀人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

にし お う いち ろう

2 西尾 宇一郎 (1955年3月7日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 3,700株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年3月 公認会計士登録
- 1983年12月 税理士登録
- 1999年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員
- 2001年7月 日本公認会計士協会理事
- 2002年7月 監査法人トーマツ代表社員
- 2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
- 2015年6月 当社社外取締役
- 2016年6月 ケイミュー株式会社社外監査役 (現任)
- 2016年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2018年3月 ザ・パック株式会社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

西尾宇一郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、公認会計士および税理士として培われた財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験による幅広い見識を活かし、社外の監査等委員である取締役として取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしてまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できるとともに社外の監査等委員である取締役として独立・公正な立場から経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、引続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 西尾宇一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾宇一郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
4. 西尾宇一郎氏は2026年6月18日をもってケイミュ株式会社社外監査役を退任予定であります。
5. 西尾宇一郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2005年10月 弁護士登録
色川法律事務所入所
- 2011年11月 学校法人綜芸種智院監事（現任）
- 2014年1月 色川法律事務所パートナー弁護士
- 2020年1月 弁護士法人色川法律事務所社員弁護士（現任）
- 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

鈴木蔵人氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、弁護士として培われた高度な法律知識と企業統治に対する幅広い見識を活かし、社外の監査等委員である取締役として取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしてまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できるとともに社外の監査等委員である取締役として独立・公正な立場から経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

また、同氏が選任された場合は、役員指名委員会および役員報酬委員会の委員として、当社の役員候補者等の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 鈴木蔵人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木蔵人氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 鈴木蔵人氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 鈴木蔵人氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

<ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）>

	氏 名		企業 経営	営業・ 販売	製造・ 技術	財務・ 会計	人事労務・ 人材開発	法務・ リスクマネ ジメント	グローバル	異業種
取 締 役	市 川 圭 司	(男性)	●		●	●	●			
	胡 居 典 明	(男性)	●			●	●	●	●	●
	大 槻 一	(男性)	●	●	●		●			
	松 尾 政 哉	(男性)	●	●	●					
	細 野 豊	(男性)	●			●		●		●
	山 中 拓 郎	(男性) (社外)	●					●	●	●
	鳥 木 千 鶴	(女性) (社外)	●				●			●
	山 本 美 帆	(女性) (社外)	●					●	●	●
監 査 等 委 員	金 井 秀 人	(男性)	●	●					●	
	西 尾 宇一郎	(男性) (社外)	●			●		●		●
	鈴 木 蔵 人	(男性) (社外)	●				●	●		●

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇の継続や中東情勢をはじめとする海外経済の不確実性により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

鉄鋼業界においては、建設・製造分野を中心としたコストの高止まり等の影響により、投資計画の見直しや中止の動きがみられ、国内需要は低調に推移いたしました。加えて、安価な海外材の流入により国内市況は悪化し、事業環境は厳しい状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループの主力である鋼管事業については、生産体制の再構築および採算性の見直しを進めるとともに、新製品の拡販や新規顧客の開拓に取り組みましたが、販売数量は微減となり、販売価格の下落も影響し、売上高は減少いたしました。一方で、不採算部門の見直しを進めたことにより、収益性は改善いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は40,447百万円（前年度比5.6%減）、営業利益1,885百万円（前年度比14.9%増）、経常利益2,306百万円（前年度比21.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,521百万円（前年度比28.5%減）となりました。

売上高

404 億 47 百万円
前年度比 ▲5.6%減

営業利益

18 億 85 百万円
前年度比 14.9%増

経常利益

23 億 06 百万円
前年度比 21.0%増

親会社株主に帰属する当期純利益

15 億 21 百万円
前年度比 ▲28.5%減

事業別の概況は、次のとおりであります。

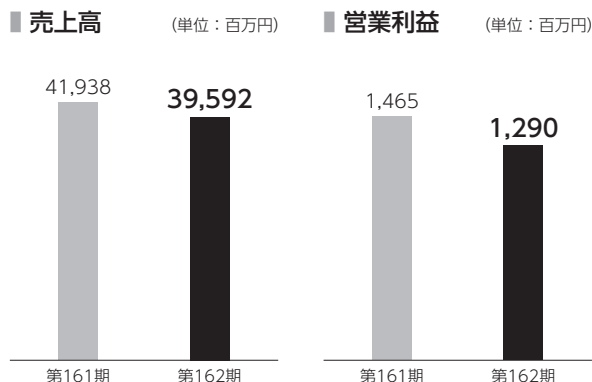
鋼管関連事業



普通鋼製品につきましては、自動車関連分野では、インバウンド需要の回復により観光バス向け需要に持ち直しの動きがみられたものの、北米向け輸出環境の不透明さなどから、市況は弱含みで推移いたしました。また、建築関連分野では、資材価格の高止まりや時間外労働規制の影響により、中小規模案件の延期・見直し・中止が相次ぎ、需要の低迷が続きました。このような状況の中、紐付き案件や物件の受注獲得に注力した結果、販売数量は前年並みを維持いたしました。

ステンレス鋼製品につきましては、食品・医療分野を中心に低水準ながら一定の需要がみられ、造船分野も堅調に推移したものの、海外材の流入による価格競争の激化や半導体関連需要の回復の遅れなどにより、数量・金額ともに伸び悩む結果となりました。

この結果、当事業の売上高は39,592百万円(前年度比5.6%減)、営業利益は1,290百万円(前年度比12.0%減)となりました。



自転車関連事業

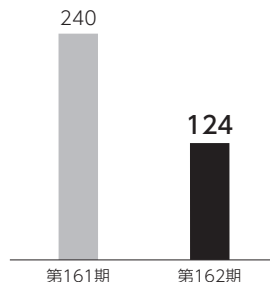


自転車関連事業におきましては、2025年12月をもって完成自転車販売事業から撤退いたしました。前年度は完成車の在庫について評価損を計上したことにより多額の損失を計上いたしました。当期は撤退後のアフターサービス対応等に伴う費用の発生にとどまり、前年度に比べ損失は縮小しました。

この結果、当事業の売上高は124百万円（前年度比48.4%減）、営業損失は17百万円（前年度は営業損失301百万円）となりました。

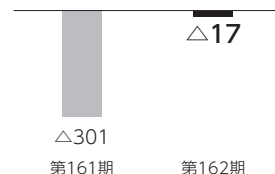
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



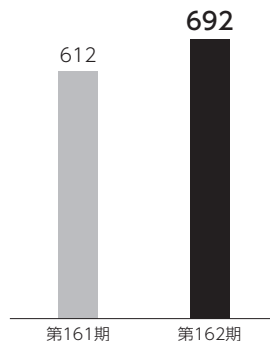
不動産等賃貸事業

不動産等賃貸収入につきましては、東京都大田区の地代収入を中心に、関西工場リム工場跡地の地代収入や東京都江東区の自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入、大阪府茨木市の地代収入などにより、安定した業績をあげております。加えて、賃貸料の値上げ等により、収益は増加いたしました。

この結果、当事業の売上高は692百万円（前年度比13.1%増）、営業利益は603百万円（前年度比14.6%増）となりました。

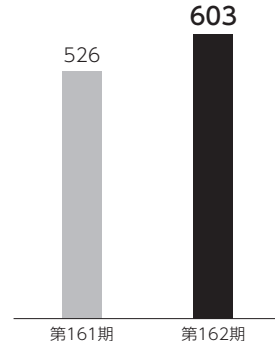
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)		前 年 度 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼 管 関 連 事 業	41,938	97.9	39,592	97.9	△2,345	△5.6
自 転 車 関 連 事 業	240	0.6	124	0.3	△116	△48.4
不 動 産 等 賃 貸 事 業	612	1.4	692	1.7	80	13.1
そ の 他 の 事 業	52	0.1	37	0.1	△15	△29.4
合 計	42,845	100.0	40,447	100.0	△2,397	△5.6

(注) 事業管理区分の変更に伴い、当連結会計年度より事業セグメントの集約区分の方法を変更し、「自転車関連」のリム事業を「鋼管関連」に含め、「自転車関連」のディスクホイール事業を「その他」に含めております。これにより、各報告事業の主要な製品・商品、サービスは、「鋼管関連」が、普通鋼鋼管、ステンレス鋼鋼管、各種型鋼、精密加工品、自転車用リム等の製造販売となり、「自転車関連」が完成自転車の輸入販売となります。なお近年の市場動向および事業収益性を踏まえ、2025年12月末をもって完成自転車の輸入販売事業から撤退しております。

前連結会計年度の事業情報は、変更後の測定方法に基づき作成したものを記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,503百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当社 千葉工場 新倉庫・事務所及び厚生棟の建設
- ・アラヤ特殊金属株式会社 大阪ステンレスセンター 事務所棟新築

(3) 資金調達の状況

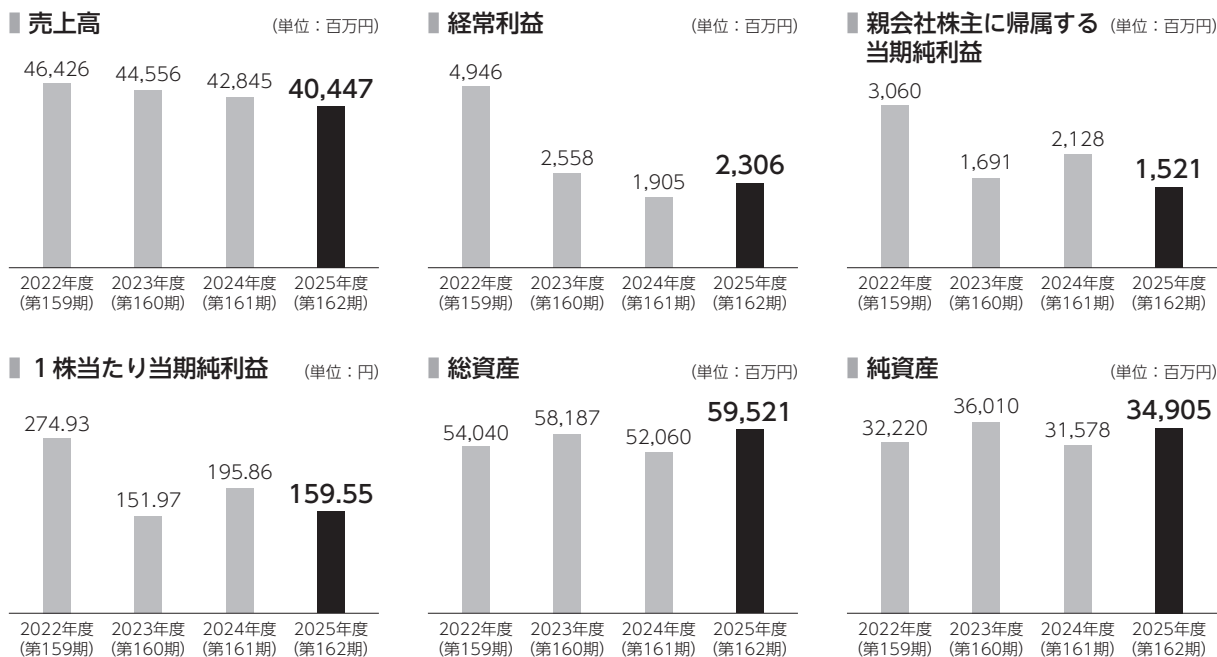
当連結会計年度中に、当社千葉工場の鋼管倉庫等建設費用として、金融機関より長期借入金1,200百万円の調達を実施しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2022年度 第159期	2023年度 第160期	2024年度 第161期	2025年度 (当連結会計年度) 第162期
売 上 高 (百万円)		46,426	44,556	42,845	40,447
経 常 利 益 (百万円)		4,946	2,558	1,905	2,306
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		3,060	1,691	2,128	1,521
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		274円93銭	151円97銭	195円86銭	159円55銭
総 資 産 (百万円)		54,040	58,187	52,060	59,521
純 資 産 (百万円)		32,220	36,010	31,578	34,905

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第159期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2022年度 第159期	2023年度 第160期	2024年度 第161期	2025年度 (当 事 業 年 度) 第162期
売 上 高 (百万円)		23,346	21,854	21,039	19,828
経 常 利 益 (百万円)		2,418	1,918	1,113	2,146
当 期 純 利 益 (百万円)		2,039	1,473	1,690	1,586
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		183円22銭	132円38銭	155円53銭	166円41銭
総 資 産 (百万円)		35,673	39,961	35,793	41,391
純 資 産 (百万円)		22,180	25,085	20,136	22,950

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第159期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

今後の景気の見直しにつきましては、個人消費やインバウンド需要の堅調な推移に加え、設備投資にも動きがみられますが、原油の高騰による資材価格の上昇や調達環境の不安定さが続く中で、円安に伴う輸入コストの増加、海外経済の減速などの影響もあり、先行きの不確実性は高い状況にあります。

鉄鋼関連につきましては、建設・製造業ともに需要は横ばいから弱含みで推移すると想定され、厳しい事業環境が継続する可能性が高く、資源価格の高騰や為替の変動を背景に、原材料費や副資材の上昇が続いており、業界各社では収益確保に向け、値上げの動きが強まっております。

このような状況のもと、当社グループにおきましても、市場動向を踏まえた販売価格の見直しを進めるとともに、生産性の向上、既存製品の拡販、新製品への販売強化、さらには材料調達の見直しなど製販連携の強化により、利益の確保に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

鋼管関連事業

- ・ 鋼管、型钢及び各種金属製品の製造、加工ならびに販売
- ・ 自転車用リム等の製造、加工ならびに販売

(注) 近年の市場動向および事業収益性を踏まえ、2025年12月末をもって完成自転車の輸入販売事業から撤退しているため、自転車関連事業についての記載を行っておりません。

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区南船場二丁目12番12号
営 業 所 営業本部 (大阪市)
東京営業所・鋼管営業 (東京都千代田区)
名古屋営業所・鋼管営業 (名古屋市)
工 場 関西工場 (大阪市)、名古屋工場 (名古屋市)、
千葉工場 (千葉県酒々井町)、山中工場 (石川県加賀市)

② 子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社
本社 (大阪市)、東京支店、名古屋支店、福岡支店、東北営業所 (宮城県)、
静岡営業所、北陸営業所、広島営業所、四国営業所 (香川県)
大栄鋼業株式会社 (大阪府岸和田市)
ステンレスパイプ工業株式会社
本社 (大阪府堺市)、東京営業所
三宅金属株式会社 (大阪市)
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア (インドネシア共和国)

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	444名	26名増
自転車関連事業	0名	7名減
その他の事業	8名	1名増
全社(共通)	49名	7名減
合 計	501名	13名増

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アラヤ特殊金属株式会社	300百万円	100.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
大栄鋼業株式会社	10百万円	100.0%	鋼管製品の製造、加工
ステンレスパイプ工業株式会社	100百万円	51.5%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売
三宅金属株式会社	20百万円	100.0%	ステンレス及びその他金属フィルターの加工並びに販売
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア	15,000千米ドル	99.9%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,953 百万円
株式会社北國銀行	1,811
株式会社みずほ銀行	1,406
株式会社りそな銀行	1,357

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 5,200,000 株
- (3) 株主数 8,645 名 (単元未満株主数を含む)
- (4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人ツバメの会	245 ^{千株}	5.11 %
株式会社北國銀行	233	4.87
株式会社りそな銀行	209	4.36
株式会社三菱UFJ銀行	183	3.83
阪和興業株式会社	177	3.69
株式会社みずほ銀行	157	3.28
加賀商工有限会社	100	2.08
みずほ信託銀行株式会社	90	1.88
損害保険ジャパン株式会社	68	1.43
積水樹脂株式会社	66	1.38

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (400,591 株) を控除して計算しております。
2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。
3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数は、当該株式分割前 (2026年3月31日現在) の株式数を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分		株式数	交付対象者
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	-	-
	社外取締役	-	-
取締役 (監査等委員)	取締役 (社外取締役を除く)	-	-
	社外取締役	-	-

- (注) 1. 当社は、業績連動型株式報酬制度を導入しており、制度の概要については、3.(4)「①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。
2. 社外取締役および監査等委員である取締役は、業績連動型株式報酬制度の対象としておりません。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	市 川 圭 司	
代表取締役専務	浜 田 哲 洋	管理本部長 兼 管理本部 総務部長
取 締 役	松 尾 政 哉	営業本部 鋼管営業部長 (東日本駐在)
取 締 役	金 井 秀 人	営業本部長 兼 海外事業部長
取 締 役	胡 居 典 明	財務担当 兼 経営企画部長
取 締 役	大 槻 一	製造本部長
取 締 役	山 中 拓 郎	三菱地所リアルエステートサービス株式会社 監査役 三菱地所パークス株式会社 監査役
取 締 役	鳥 木 千 鶴	朝日放送テレビ株式会社 事業局リーダー
取 締 役 (常勤監査等委員)	細 野 豊	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	公認会計士 税理士 ザ・パック株式会社 社外取締役 ケイミュー株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 蔵 人	弁護士 弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 学校法人綜芸種智院 監事

- (注) 1. 取締役 山中拓郎、鳥木千鶴、西尾 宇一郎及び鈴木蔵人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、全員を東京証券取引所が規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、細野 豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役 西尾 宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 鈴木蔵人氏は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O）契約を締結しております。

保険料は、特約部分を含め会社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めるとともに、当該方針に基づき、取締役会が取締役（監査等委員であるものを除く。）個人別の報酬等の内容を決議しております。また、取締役会は、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針および取締役（監査等委員であるものを除く。）個人別の報酬等の内容の決定に際しては、当該事項を役員報酬委員会に諮問、その答申を尊重し、協議したうえで決議しております。

(決定方針の内容の概要)

・報酬体系

当社の取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、確定額の金銭報酬である「固定報酬」と業績連動型の非金銭報酬である「業績連動報酬」を組み合わせた報酬体系としております。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬等は、確定額の金銭報酬である「固定報酬」のみを支給する報酬体系としております。

・確定額報酬等の額または算定方法

当社は、取締役に対する確定額の金銭報酬として、「年間の金銭報酬」である「固定報酬」を支給しております。

(確定額報酬の額またはその算定方法)

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の「固定報酬」の額の算定にあたっては、「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間水準を総合的に勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会が決定しております。

(監査等委員である取締役の確定額報酬の額またはその算定方法)

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員会が「監査等委員会規則」に基づき決定し、取締役会にその内容を報告しております。

- ・業績連動型の非金銭報酬等の額または算定方法

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）に対する業績連動報酬として、業績連動型の非金銭報酬である「役員向け株式給付信託」の仕組み（以下、「本制度」という。）を採用しております。

（導入の目的）

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に導入しております。

（業績指標の内容および非金銭報酬等の内容、額および数またはその算定方法）

本制度は、導入の目的を鑑み、中期経営計画と連動するものとし、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）に対して、会社の業績および役位に応じて変動する業績連動ポイント（1ポイントにつき1株）のみで構成しております。本制度に係る業績連動ポイントは、年間12,000ポイントを上限としております。（当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「本制度に係る業績連動ポイント数」は、当該株式分割前（2026年3月31日現在）の業績連動ポイント数を記載しております。）

なお、当該ポイントについては、中期経営計画における各事業年度の「連結営業利益」および「ROE」をKPIとして設定し、それぞれの達成率に応じて0～120%の範囲で変動いたします。

また、株式給付信託における株式報酬の額については、年額108百万円を上限とし、「取締役報酬等の額（年額207百万円以内）」と別枠で支給いたします。

個人別のポイントについては、「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、「責任の重さ（責任性）」、「会社の業績貢献度」、「固定報酬額とのバランス（適切性）」を総合的に勘案し、決定しております。

- ・報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）の報酬は、確定額の金銭報酬である「固定報酬」と業績連動型の非金銭報酬である「業績連動報酬」の割合がおおよそ8：2となるように支給しております。

- ・報酬等を与える時期、条件の決定に関する方針

確定額の金銭報酬である「固定報酬」については、等分し、毎月同額を「月額報酬」として支給しております。なお、月額報酬の支給日は、従業員の給与の支払日と同日としております。

業績連動型の非金銭報酬である「役員向け株式給付信託」については、「役員向け株式給付信託 株式給付規程」に基づいて、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）に対し、毎年一定の時期に業績連動ポイントを付与し、その退任時に付与された業績連動ポイントの数に応じた当社株式等を支給しております。

②取締役および監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額207百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は9名です。

また、2024年6月27日開催の第160期定時株主総会において、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）に対して取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額（年額207百万円）の別枠にて株式報酬を支給する「業績連動型株式報酬制度」の改定・継続について決議され、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）に対して支給される株式報酬の額の上限は、年額108百万円であります。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額39百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

・報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

報酬等の内容については、取締役その他の第三者へは委任しておらず、取締役会で決定しております。

・委任以外の方法による報酬等の内容の決定方法

取締役報酬等の内容、決定方針および手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会は、取締役の報酬等に関する事項について、委員の半数を独立社外取締役で構成する役員報酬委員会へ諮問、その答申を尊重し、協議したうえで決定しております。

・当事業年度に係る取締役個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、「取締役報酬等の基本規程」「役員報酬委員会規程」「役員向け株式給付信託 給付規程」に基づいて具体的な内容を決定しており、その決定にあたっては役員報酬委員会へ諮問、その答申を尊重し、協議したうえで決定していることから当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型の 非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	153 (8)	153 (8)	-	8名 (2名)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	34 (17)	34 (17)	-	3名 (2名)
合 計	187	187	-	11名

- (注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。
- 2.業績連動型の非金銭報酬は、「①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。同制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に向けたインセンティブであり、当社において、重要な経営指標として捉えている中期経営計画の「連結営業利益」および「ROE」を目標指標として採用しております。
なお、当事業年度における「連結営業利益」は、「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであり、ROEは、4.6%であります。
- 3.業績連動型の非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）に対する株式報酬として当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額であり、当事業年度においては発生しておりません。
また、当事業年度において交付した株式はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
- ・ 社外取締役山中拓郎氏は、三菱地所リアルエステートサービス株式会社の監査役および三菱地所パークス株式会社の監査役であります。
三菱地所リアルエステートサービス株式会社および三菱地所パークス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役鳥木千鶴氏は、朝日放送テレビ株式会社の事業局のリーダーであります。
朝日放送テレビ株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）西尾 宇一郎氏は、ザ・パック株式会社の社外取締役およびケイミュー株式会社の社外監査役であります。
ザ・パック株式会社およびケイミュー株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）鈴木蔵人氏は、弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士および学校法人綜芸種智院の監事であります。
当社は、弁護士法人色川法律事務所に法律相談を行う等の取引関係があります。
学校法人綜芸種智院と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	山 中 拓 郎	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。</p> <p>同氏は主に他社の経営経験者としての見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監督機能を果たしております。</p>
社 外 取 締 役	鳥 木 千 鶴	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。</p> <p>同氏は主に他社の管理部門および女性活躍の担当者としての見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監督機能を果たしております。</p>
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇 一 郎	<p>当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会19回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。</p> <p>同氏は主に公認会計士としての専門的見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしております。</p>
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 蔵 人	<p>当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会19回の全てに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会および役員報酬委員会の委員も務めております。</p> <p>同氏は主に弁護士としての専門的見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしております。</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	35 百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47 百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。
2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、会社法第340条第5項の規定に基づき、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したときまたは監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	29,833	I 流動負債	17,294
現金及び預金	8,801	支払手形及び買掛金	6,428
受取手形	99	電子記録債務	2,938
売掛金	5,402	短期借入金	4,910
電子記録債権	6,030	1年内返済予定の長期借入金	325
商品及び製品	6,570	リース債務	23
仕掛品	747	未払法人税等	159
原材料及び貯蔵品	1,717	賞与引当金	444
その他	486	環境対策引当金	5
貸倒引当金	△23	その他	2,059
		II 固定負債	7,321
		長期借入金	2,509
		リース債務	44
		繰延税金負債	3,367
		役員退職慰労引当金	59
		株式給付引当金	21
		退職給付に係る負債	663
		資産除去債務	7
		その他	648
		負債合計	24,616
		純資産の部	
II 固定資産	29,688	I 株主資本	26,525
(1) 有形固定資産	14,098	(1) 資本金	3,940
建物及び構築物	5,592	(2) 資本剰余金	4,596
機械装置及び運搬具	2,343	(3) 利益剰余金	19,711
土地	4,713	(4) 自己株式	△1,723
リース資産	48	II その他の包括利益累計額	7,885
建設仮勘定	1,214	(1) その他有価証券評価差額金	7,242
その他	186	(2) 為替換算調整勘定	△92
(2) 無形固定資産	228	(3) 退職給付に係る調整累計額	735
ソフトウェア	50	III 非支配株主持分	494
リース資産	12	純資産合計	34,905
のれん	157	負債純資産合計	59,521
その他	8		
(3) 投資その他の資産	15,361		
投資有価証券	13,453		
繰延税金資産	80		
退職給付に係る資産	1,644		
その他	183		
貸倒引当金	△0		
資産合計	59,521		

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高					40,447
売上原価					32,129
売上総利益					8,317
販売費及び一般管理費					6,431
営業利益					1,885
営業外収益					
受取利息及び配当金			377		
為替差益			71		
仕入割引			16		
その他			67		533
営業外費用					
支払利息			86		
その他			26		112
経常利益					2,306
特別利益					
固定資産売却益			16		
投資有価証券売却益			27		
保険解約返戻金			20		63
特別損失					
固定資産売却損			1		
固定資産除却損			121		123
税金等調整前当期純利益					2,246
法人税、住民税及び事業税			553		
法人税等調整額			141		694
当期純利益					1,552
非支配株主に帰属する当期純利益					31
親会社株主に帰属する当期純利益					1,521

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
I 流動資産	15,705	I 流動負債	12,190
現金及び預金	4,216	支払手形	78
売掛金	4,267	買掛金	1,841
電子記録債権	2,131	短期借入金	1,530
商品及び製品	2,897	1年内返済予定の長期借入金	6,910
仕掛品	232	リース負債	299
材料及び貯蔵品	1,490	前払費用	4
前払費用	39	未払費用	370
前払金の引当	96	前受り金	76
貸倒引当金	343	賞与引当金	62
	△9	設備関係支払手形	16
		未払法人税等	275
		環境対策引当金	518
		繰延税金負債	43
		退職給付引当金	4
		長期借入金	160
II 固定資産	25,685	II 固定負債	6,249
1 有形固定資産	7,732	長期借入金	1,800
建物	3,838	リース負債	1
構築物	175	繰延税金負債	2,986
機械及び装置	1,688	退職給付引当金	802
車両運搬具	0	株式給付引当金	21
工具・器具・備品	96	長期預り金	611
土地	732	その他の	25
リース資産	3	負債合計	18,440
建設仮勘定	1,196	純資産の部	
2 無形固定資産	23	I 株主資本	15,851
ソフトウェア	21	1 資本金	3,940
リース資産	1	2 資本剰余金	4,155
3 投資その他の資産	17,930	資本準備金	4,155
投資有価証券	13,102	3 利益剰余金	9,479
関係会社株	2,310	(1) 利益準備金	860
出資	0	(2) その他利益剰余金	8,618
長期貸付金	1,562	固定資産圧縮積立金	219
長期前払費用	93	別途積立金	3,050
前払年金費用	850	繰越利益剰余金	5,348
前払金の引当	14	4 自己株式	△1,723
貸倒引当金	△4	II 評価・換算差額等	7,098
		その他有価証券評価差額金	7,098
資産合計	41,391	純資産合計	22,950
		負債純資産合計	41,391

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		19,828
売 上 原 価		16,015
売 上 総 利 益		3,812
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,732
営 業 利 益		1,080
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	954	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	119	
そ の 他	103	1,177
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	92	
そ の 他	19	111
経 常 利 益		2,146
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	14
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	114	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	17	132
税 引 前 当 期 純 利 益		2,027
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	316	
法 人 税 等 調 整 額	124	441
当 期 純 利 益		1,586

連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

新家工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 西尾 宇一郎 ㊟

監査等委員 細野 豊 ㊟

監査等委員 鈴木 蔵人 ㊟

- (注) 監査等委員 西尾 宇一郎及び鈴木蔵人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

石川県加賀市小菅波町一丁目130
クロスガーデン加賀 4階ホール
電話 (0761) 73-0001



交通の
ご案内

JR加賀温泉駅下車 徒歩5分

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



電子提供措置の開始日 2026年5月30日

第162期 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

新家工業株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でご送付しております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社および関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」とする。）の取締役、使用人が法令・定款および社内諸規程を遵守するとともにコンプライアンス活動の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定・運用する。
 - ・コンプライアンスに関連する社内諸規程の改定・教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部監査室および弁護士事務所を窓口とする内部通報体制を構築・運用し、組織的または個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は文書により記録・保存する。
 - ・文書の保存期間およびその他の管理体制については「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を体系的に定める「リスク管理基本規程」を制定・運用する。
 - ・全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会を設置する。
 - ・緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急事態対応規程」を制定・運用する。
 - ・「内部情報等の管理に関する規程」に基づき、総務部を主幹としたインサイダー取引|防止体制を構築・運用し、インサイダー取引の発生を未然に防止する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は法令・定款・「取締役会規則」に基づき、原則として月一回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事情の決議・報告を行う。
 - ・各部門を担当する取締役は実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの経営効率の向上を図り、グループとしての発展を遂げるため、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図る。
 - ・関係会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について、必要に応じて適宜取締役会に報告させる。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、担当取締役に報告を行う体制を構築・運用する。
 - ・関係会社の事業運営やリスク管理体制等については、担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる。
 - ・「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮・命令からの独立性を確保する体制および監査等委員会からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用する。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。
 - ・「監査等委員会監査等基準」、「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社の担当取締役が当該会社から報告を受けた業務上重要な事項につき、監査等委員会に報告する体制を構築・運用する。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席する。
 - ・監査等委員である取締役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人に対して報告を求めることができる。
 - ・監査等委員会は、必要に応じ、外部専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとする。
 - ・監査等委員会は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社の経営理念を企業行動憲章として定めた「グループ企業行動規範」に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・ 必要に応じて、社内規程の改定を行い、適宜周知・教育を行うことにより、当社グループにおけるコンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ・ 取締役の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制として、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項については、社外役員を含めた取締役会において十分審議したうえで決議しております。
- ・ 当社グループの事業の報告については、定期的に当社取締役会で報告を行い、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適宜関係部門へ指示を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、株式の大量買付け行為等がなされた場合でも、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付け行為がなされた場合にこれを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

一方で、大量買付け行為の中には、株主の皆様が適切に判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合や、その目的などからみて、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合も想定されます。

そのため当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付け行為が行われる場合には、株主の皆様が適切な判断を行うために、当社取締役会の意見等を開示するとともに必要な情報や時間を確保することに努め、必要に応じて、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、中期経営計画を策定し、経営課題への対応に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス強化のための取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、コーポレート・ガバナンス体制の運用を図るとともに経営の客観性、適時性、透明性を高めてまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、中長期的な企業価値および株主共同の利益の確保、向上に取り組むとともに、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付け行為が行われる場合には、株主の皆様が適切な判断を行うために、当社取締役会の意見等を開示するとともに必要な情報や時間を確保することに努め、必要に応じて、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

④ ②及び③の取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由について

上記の取組みは、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために取り組むものであります。

このため、当社取締役会は、上記の取組みが基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位を維持するものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	3,940	4,689	22,918	△5,084	26,463
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,439		△1,439
親会社株主に帰属する当期純利益			1,521		1,521
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の消却		△75	△3,287	3,363	-
連結子会社株式の取得又は売却による持分の増減		△17			△17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△92	△3,206	3,361	62
当 期 末 残 高	3,940	4,596	19,711	△1,723	26,525

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,476	37	138	4,651	463	31,578
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△1,439
親会社株主に帰属する当期純利益						1,521
自己株式の取得						△1
自己株式の消却						-
連結子会社株式の取得又は売却による持分の増減						△17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,766	△130	597	3,233	31	3,264
当 期 変 動 額 合 計	2,766	△130	597	3,233	31	3,326
当 期 末 残 高	7,242	△92	735	7,885	494	34,905

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

アラヤ特殊金属株式会社

大栄鋼業株式会社

ステンレスパイプ工業株式会社

三宅金属株式会社

P T. アラヤ スチール チューブ インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社アトラス a r k 株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用しておりません。

3. 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、株式取得により三宅金属株式会社を子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

P T.アラヤ スチール チューブ インドネシア 決算日：12月31日

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法により評価しております。

② デリバティブ

時価法により評価しております。

③ 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社において、役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、当社取締役割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引

ウ. ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

③ 収益及び費用の計上基準

ア. 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

量産汎用製品である鋼管の見込み生産及び販売を行っており、顧客からの個々の発注に応じて、鋼管製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。

イ. 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

国内の企業については、製品の出荷時から顧客による検収時までの期間は通常の期間であるため、製品の出荷時点で収益を認識しております。なお、当社の主な顧客は国内の企業であります。

(追加情報)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

1. 取引の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度、当連結会計年度ともに103百万円、32,500株であります。なお、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「信託に残存する当社株式」は当該株式分割前の金額および株数を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	当社およびアラヤ特殊金属(株) 合計金額 (百万円)
商品及び製品	6,570	6,266
仕掛品	747	232
原材料及び貯蔵品	1,717	1,490
計	9,035	7,989

(注) 連結総資産額は59,521百万円であり、当社及びアラヤ特殊金属(株)の合計額は13.4%を占めています。また鋼管関連事業における当社及びアラヤ特殊金属(株)の合計額は7,977百万円であり、総資産の13.4%を占めています。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結会計年度末における正味売却価額の算定に際しては、合理的に算定された価額として、期末前後での販売実績に基づく価額を用いております。棚卸資産の評価は、算定の基礎となる鋼管市場の相場変動による影響を受けるため不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,136百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	6,045,326	-	845,326	5,200,000

(注1) 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(注2) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「発行済株式の種類及び総数に関する事項」は当該株式分割前の株数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	959百万円	200円	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	479百万円	100円	2025年9月30日	2025年12月4日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,055百万円	220円	2026年3月31日	2026年6月26日

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」は当該株式分割前の金額を記載しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっております。

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社では与信限度額検討会議等の決定に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を定期的に把握しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)を参照してください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務及び短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,431	13,431	-
(2) 長期借入金	(2,835)	(2,775)	△60

(※) 負債に計上されているものについては () で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	21

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	200	-	200
合 計	-	200	-	200

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,648	-	-	12,648
社債	-	546	-	546
その他	-	236	-	236

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	-	(2,775)	-	(2,775)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債及びその他は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の土地、建物及び倉庫等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
533	13,903

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額（指標等を用いて調整をおこなったものを含む）、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	鋼管関連	自転車関連	不動産等賃貸	計		
商品及び製品の販売	39,056	124	-	39,180	37	39,217
役務の提供 (注) 1	492	-	-	492	-	492
顧客との契約から生じる収益	39,548	124	-	39,672	37	39,709
その他の収益 (注) 2	44	-	692	737	-	737
外部顧客への売上高	39,592	124	692	40,410	37	40,447

(注) 1. 役務の提供は、受託加工取引及び代理人取引による収入であります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産等賃貸収入であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,609 円 33 銭

2. 1株当たり当期純利益 159 円 55 銭

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 三宅金属株式会社

事業の内容 ステンレス鋼の販売・加工、金属製フィルター販売

(2) 企業結合の主な理由

当社は、2024年2月に「長期ビジョン2033」を、また同年5月に「中期経営計画2026」を策定し、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。今般、三宅金属株式会社が築き上げた、ステンレスの加工技術と、幅広い顧客基盤を引き継ぐことにより、当社グループ内でシナジーを発揮してステンレス事業の強化と成長を図り、「長期ビジョン2033」および「中期経営計画2026」で目指す当社グループの価値向上に向けた取り組みを推進していくため、同社の株式を取得することいたしました。

(3) 企業結合日

2025年7月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	482百万円
取得原価		482百万円

4. 主要な取引関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 32百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

164百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

17年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	301百万円
固定資産	304百万円
資産合計	606百万円
流動負債	168百万円
固定負債	120百万円
負債合計	288百万円

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び定款の一部変更

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、株式の分割及び定款の一部変更について決議し、2026年4月1日を効力発生日とする株式分割を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社は、中長期的な企業価値向上のため、株式分割による投資単位当たりの金額の引き下げにより、より幅広い層の投資家の皆様にご支援いただくとともに、当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,200,000株
今回の分割により増加する株式数	5,200,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,400,000株
株式分割後の発行可能株式総数	32,000,000株

③ 分割の日程

基準公告日	2026年3月13日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

④ その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額に変更はありません。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1千6</u> 百万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>32</u> 百万 株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年2月10日
効力発生日	2026年4月1日

3. 期末配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,940	4,155	75	4,230	860	221	5,050	6,487	12,620	△5,084	15,707
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	-		-
別途積立金の取崩							△2,000	2,000	-		-
剰余金の配当								△1,439	△1,439		△1,439
当期純利益								1,586	1,586		1,586
自己株式の取得										△1	△1
自己株式の消却			△75	△75				△3,287	△3,287	3,363	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△75	△75	-	△2	△2,000	△1,139	△3,141	3,361	144
当 期 末 残 高	3,940	4,155	-	4,155	860	219	3,050	5,348	9,479	△1,723	15,851

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	4,429	4,429	20,136
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の取崩			-
剰余金の配当			△1,439
当期純利益			1,586
自己株式の取得			△1
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,668	2,668	2,668
当 期 変 動 額 合 計	2,668	2,668	2,813
当 期 末 残 高	7,098	7,098	22,950

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく当社取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づいて計上しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

量産汎用製品である鋼管の見込み生産及び販売を行っており、顧客からの個々の発注に応じて、鋼管製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

国内の企業については、製品の出荷時から顧客による検収時までの期間は通常の期間であるため、製品の出荷時点で収益を認識しております。なお、当社の主な顧客は国内の企業であります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(追加情報)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

1. 取引の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前事業年度、当事業年度ともに103百万円、32,500株であります。なお、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「信託に残存する当社株式」は当該株式分割前の金額および株数を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (百万円)
商品及び製品	2,897
仕掛品	232
原材料及び貯蔵品	1,490
計	4,620

(注) 総資産額は 41,391 百万円であり、11.2%を占めています。また鋼管関連事業における当社の合計額は 4,608 百万円であり、総資産の11.1%を占めています。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法において算定しており、事業年度末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額の算定に際しては、合理的に算定された価額として、期末前後での販売実績に基づく価額を用いております。棚卸資産の評価は、算定の基礎となる鋼管市場の相場変動による影響を受けるため不確実性を伴うことから、翌事業年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,546百万円

3. 関係会社に対する短期金銭債権 2,089百万円

関係会社に対する長期金銭債権 1,562百万円

関係会社に対する短期金銭債務 2,017百万円

関係会社に対する長期金銭債務 3百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高	営業取引	
	売上高	4,665百万円
	仕入高	1,012百万円
	その他	7百万円
	営業取引以外の取引高	626百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	1,278,039	378	845,326	433,091

(注 1) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加378株であります。

(注 2) 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少845,326株であります。

(注 3) 「役員向け株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式32,500株を上記自己株式に含めております。

(注 4) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、「自己株式の種類及び株式数に関する事項」は当該株式分割前の株数を記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	409百万円
賞与引当金	86百万円
貸倒引当金	4百万円
環境対策引当金	1百万円
投資有価証券評価損	40百万円
棚卸資産評価損	42百万円
賞与引当金分社会保険料計上額	14百万円
未払事業税	9百万円
株式給付信託引当金	6百万円
固定資産償却超過額	15百万円
減損損失	31百万円
関係会社株式評価損	403百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	1,077百万円
評価性引当額	△479百万円
繰延税金資産合計	598百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,201百万円
固定資産圧縮積立金	△106百万円
前払年金費用	△267百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△3,585百万円
繰延税金資産の純額	△2,986百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
子会社	アラヤ特殊金属 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 原材料等の購入 資金の借入 役員の兼任	当社製品の売上(注 1) 原材料等の仕入 利息の支払	4,547百万円 61百万円 24百万円	売掛金 買掛金 短期借入金	1,979百万円 1百万円 2,000百万円
子会社	P.T. アラヤ スチール チューブインドネシア	所有 直接99.9%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取	85百万円	長期貸付金 (注 3)	1,542百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引条件については、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注 2) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

(注 3) 記載金額のうち、長期貸付金に対する貸倒引当金を4百万円計上しております。また、当事業年度において長期貸付金に対する貸倒引当金戻入額を119百万円計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 2,407 円 27 銭
- 2 株当たり当期純利益 166 円 41 銭

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び定款の一部変更

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。